

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年11月24日(木)10時から10時30分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (9人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	森	正三郎
	2番	田中	勝弘
	5番	岡野	正郎
	6番	元	克美
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (1人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第23号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第24号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長	川畑	金徳
次長	富田	好仁
主事	堀江	美彩
会計年度任用職員	嘉藤	永子

7.会議の概要

事務局	みなさんおはようございます。定刻を過ぎましたので、委員の碩がまだ出席されておられません。定足に達しておりますので報告させていただきます。それではそれでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長	【挨拶】
事務局	ありがとうございます。 それでは、これより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、堯会長に議長をお願いいたします。
議長	会を進めていきたいと思えます。まず、議案審議に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。3番碩委員がいないから、どうしましょうかな。5番と6番にしましょうね。5番岡野委員、6番元委員、お願いしたいと思います。 日程2、会期は、本日一日限りといたします。 日程3、議案第23号1「農地法第3条の規定による許可について」についてを議題といたします。調査員は森委員と田中委員となっております。森委員から説明をお願いします。
1番委員	議案第23号1、農地法第3条の規定による許可についてご報告いたします。11月2日に私と田中委員、そして事務局堀江さんで調査をしました。 土地の表示 ①「瀬戸内町大字阿鉄字長田川495番」、畑、265㎡ ②「瀬戸内町大字阿鉄字長田川496番」、畑、679㎡ 合計2筆であります。 944㎡であります。対価は贈与であります。 譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由は贈与であります 以下、お目通しください。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	議案の調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。はい、元委員。
6番委員	〇〇さんと〇〇さんの関係は？
1番委員	姪っ子です。
議長	他に質疑ありませんか？ 【質疑なし】の音が聞こえる
	質疑ないようですので、これで審議を終結いたします。それでは、議案第23号1を採決いたします。議案第23号1は、原案通り賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって、議案第23号1は原案通り決定されました。
議長	同じく、日程3、議案第23号2「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。調査員は森委員と田中委員となっておりますが、これも森委員のほうからお願いいたします。

1 番委員	<p>続きまして議案第 23 号 2、「農地法第 3 条の規定による許可について」。11 月 2 日に私と田中委員、そして事務局から堀江さんで調査をいたしました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿鉄字大田袋 69 番」、畑、321 m²</p> <p>②「瀬戸内町大字阿鉄字里キ野 292 番」、畑、142 m²</p> <p>③「瀬戸内町大字阿鉄字里キ野 306 番 1」、畑、1,950 m²</p> <p>④「瀬戸内町大字阿鉄字里キ野 306 番 2」、畑、92 m² です。</p> <p>合計 4 筆で 2,505 m²です。対価は 450,900 円です。</p> <p>譲渡人：奄美市名瀬〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏</p> <p>譲受人：瀬戸内町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>理由は売買であります。以下お目通しくださいまして、ご審議のほうよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>調査・説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか。はい、数原委員。</p>
10 番委員	<p>対価のところ、贈与となっているのに値段が出ているということはこれはどういことでしょうか？</p>
1 番委員	<p>私も資料を見て気づきまして、事務局に電話しました。これは贈与ではありません。</p>
事務局	<p>すみません、贈与は間違いですので贈与は消してください。</p>
10 番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか？</p> <p>質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。</p> <p>それでは議案第 23 号 2 を採決いたします。議案第 23 号 2 については原案通り賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>はい、挙手多数であります。したがって、議案第 23 号 2 は原案通り決定されました。</p>
	<p>日程 4、議案第 24 号、「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」説明いたします。資料は 7 ページから 10 ページとなります。まず 7 ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積の利用権設定について、公告日を令和 4 年 12 月 1 日を予定しております。内容につきましては、畑 3 件の 4 筆、貸し手 3 人、借り手 3 人、合計面積 3,671 m²となっております。内容の詳細につきましては 8 ページ、9 ページに計画総括表として掲載しておりますので、後ほどご覧下さい。それでは個々に説明いたします。資料は 10 ページになります。整理番号 39 番、農地の所在地「大字西古見字中袋 276 番 1」、現況地目「畑」、263 m²。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるものです。対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 5 年間となっております。整理番号 40 番、農地の所在地「大字花富字脇田 41 番 3」、現況地目「畑」、485 m²。貸し手が〇〇〇</p>

	<p>○氏、借り手が○○○○氏。使用貸借によるもので、対象作物は野菜で生産拡大を図るものです。存続期間は5年間となっております。整理番号機構23、農地の所在地「大字久根津字横平848番1」、「畑」、1,516㎡。同じく「大字久根津字横平848番2」、「畑」、1,407㎡。貸し手が○○○○氏、借り手が○○○○氏、使用貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は10年間となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議案の説明は終わりました。これから議案の審議に入ります。質疑ありませんか？ 【質疑なし】の声が聞こえる</p>
議長	<p>質疑ないようですので質疑を終結いたします。 それでは議案第24号の採決いたします。議案第24号については原案通り賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 挙手多数であります。したがって議案第24号は原案通り決定されました。</p>
	<p>日程5。報告第14号、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第18号第6項の規定による合意解約について ①「瀬戸内町大字阿鉄字長田川495番」、畑、265㎡ ②「瀬戸内町大字阿鉄字長田川496番」、畑、679㎡ 合計2筆944㎡。 貸人：瀬戸内町大字○○○○番地 ○○○○氏 借人：瀬戸内町大字○○○○番地 ○○○○氏 こちらは一旦解約をして3条に移るということなので合意解約となります。 報告となります。以下お目通しください。</p>
議長	<p>報告終わりました。これで議案審議は終了いたします。引き続き協議会に入りたいと思います。諸案の報告を事務局のほうからお願いします。</p>
	<p>協議会 (1) 行事予定について (2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第11回農業委員会総会を終わります。 一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和4年11月24日

署名委員

署名委員